

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ヘリオスと称し、英文で HEALIOS K.K.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 大学、研究所及び企業における研究開発の支援、技術指導及び
コンサルタント業務
2. 医療経営のコンサルタント業務
3. 再生医療及び細胞治療に関する技術の研究及び開発
4. 再生医療及び細胞治療に関する物品の製造、販売及び輸出入
5. 医薬品の研究、開発、製造（受託製造を含む。）、加工、販売、卸し及び
輸出入
6. 医療機器及び医療器具の研究、開発、製造、リース、販売及び輸出入
7. 診断薬の研究、開発、製造、販売及び輸出入
8. 医薬品の安全性試験の受託及び情報提供サービス
9. 工業所有権、著作権等の知的財産権の取得、保有、使用許諾、譲渡及び管理
10. 前各号に関連した投資に関する業務
11. 子会社の支配、管理に関する業務
12. 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社の本店は、東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
3. 執行役
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億7,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- (2) 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定めるものとする。
- (3) 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに臨時にこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、執行役社長を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。

- (2) 執行役社長を兼務する取締役を置かないとき又は執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数をもって行う。

- (2) 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、当該出席株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- (2) 株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第 17 条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとるものとする。

- (2) 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 19 条 当会社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 20 条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

- (2) 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、当該出席株主の議決権の過半数の決議によって選任する。
- (3) 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役社長を兼務する取締役がこれを招集し、議長となる。

- (2) 執行役社長を兼務する取締役を置かないとき又は執行役社長を兼務する取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- (2) 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- (2) 当会社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果その他の法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに記名押印を行う。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役

会規程による。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の取締役（取締役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

- (2) 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1 0 0 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 委員会

(委員の選定方法)

第 28 条 各委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(委員会規程)

第 29 条 各委員会に関する事項は、法令、本定款又は取締役会において定めるもののほか、各委員会において定める委員会規程による。

第 6 章 執行役

(執行役の員数)

第 30 条 当社の執行役は、1 0 名以内とする。

(執行役の選任方法)

第 31 条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(執行役の任期)

第 32 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役及び役付執行役)

第 33 条 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。

- (2) 取締役会は、その決議によって執行役社長 1 名、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各若干名を定めることができる。

(執行役の責任免除)

第 34 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項の執行役（執行役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第 7 章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第 35 条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 36 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関す

る定時株主総会の終結の時までとする。

- (2) 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第8章 計 算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条 当社は、剰余金の配当金等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

(2) 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

(3) 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第40条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。

附則

第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第7回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

上記は、当社の現行定款に相違ありません。

2025年3月26日

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

株式会社ヘリオス

代表執行役 鍵 本 忠 尚